

公布された規則のあらまし

◇静岡県財務規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

- (1) 電子契約及び電子決裁を開始することとしたことに伴い、必要な改正を行いました。（目次、第52条、第54条、第156条、第193条、第203条、第204条関係）
- (2) 静岡県大仁警察署の名称の変更に伴い、必要な改正を行いました。（別表第5関係）

2 施行期日

この規則は、一部の改正を除いて、公布の日から施行することとしました。